

## 県老連3部会・2委員会での検討の概要



兵庫県老人クラブ連合

会には、総務財政部会、調査広報部会および企画事業部会の3部会と、女性委員会および若手委員会の2委員会を設置して、老人クラブに関連する課題について審議し、事業運営を行っています。部会員、委員の任期は2年（現任期：2017年5月～2019年5月）で、その取り組みの概要は一覧表のとおりです。

	総務財政部会	調査広報部会	企画事業部会	女性委員会	若手委員会
検討や活動の目的	老人クラブを取り巻く環境の変化に即した活動の展開や組織運営を行うため、今後の組織のあり方について協議、検討を行った。	老人クラブ活動を情報発信するための広報活動のあり方、加入促進増強運動をより一層推進するためのPR方法について協議した。	老人クラブが時代にそった事業を実施し、魅力ある老人クラブ活動を発信していくため、協議、検討を行った。	活動の充実、会員増強を図るには、女性の資質と特性を生かしていくことが重要であり、そのため検討や事業展開を行った。	総合的かつ効果的な事業の推進を図るため、若手委員が組織の中核的役割を担い、事業の企画や運営に参画し、多様な発想を生かした活動の展開を図った。
具体的実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会員増強運動の取り組みについて</li> <li>●女性会員や若手会員が力を発揮できる組織のあり方</li> <li>●市町老連と県老連の連携および課題の共有</li> <li>●表彰規程の一部見直し</li> <li>●基本財産の運用方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県老連広報紙「きずな」の内容および配布方法</li> <li>●ホームページやSNSによる情報発信</li> <li>●歌集の販売について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康ウォークラリー県大会の運営等</li> <li>●グラウンド・ゴルフ県大会および交流戦の運営</li> <li>●市町老連会長研修会の実施</li> <li>●会員増強運動の進め方</li> <li>●老人クラブ事業の進め方</li> <li>●60周年記念事業の方向性</li> <li>●高齢者の集いについて</li> <li>●情報発信について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入促進策について</li> <li>●役員改選に伴う学識経験者の人選案</li> <li>●拡大ブロック女性若手リーダー研修会の開催</li> <li>●ふれあいの祭典・ひょうご健康福祉まつりへの出展</li> <li>●各ブロック市町老連の女性委員(部)活動の推進</li> <li>●友愛活動・地域の見守り活動の推進(新地域支援事業)</li> <li>●災害支援の取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入促進策について</li> <li>●市町老連における若手委員を役員として位置づけ</li> <li>●拡大ブロック女性若手リーダー研修会の開催</li> <li>●ふれあいの祭典・ひょうご健康福祉まつりへの出展</li> <li>●各ブロック市町老連の若手委員(部)活動の推進</li> <li>●大阪府老連若手委員との交流</li> <li>●災害支援の取り組み</li> </ul>

## 今後の主な行事予定

4 月		
23日	第1回正副会長会	神戸市
26日	監事会	神戸市
5 月		
8日	新若手委員会	神戸市
9日	新女性委員会	神戸市
15日	第1回理事会	神戸市
31日	第1回評議員会 第2回理事会 新任研修会	神戸市
6 月		
5日	正副会長会	神戸市
13～14日	近畿ブロック老人クラブリーダー研修会	大阪市
19日	理事会・合同部会	神戸市
7 月		
9～10日	市町老連会長研修会	舞子ピラ神戸
10日	理事会	舞子ピラ神戸
12日	女性・若手リーダー研修会(中播磨・西播磨)	たつの市
19日	女性・若手リーダー研修会(但馬・丹波)	朝来市
26日	女性・若手リーダー研修会(東播磨・北播磨・淡路)	加古川市
8 月		
2日	女性・若手リーダー研修会(阪神南・阪神北)	芦屋市
9 月		
15日	老人の日(～21日老人週間)	
中・下旬	兵庫県高齢者の集い	神戸市
20日	社会奉仕の日	
27日	グラウンド・ゴルフ県大会	芦屋市
10 月		
29日	健康ウォークラリー県大会	豊岡市
11 月		
9～12日	全国健康福祉祭わかやま大会	和歌山県
26～27日	第48回全国老人クラブ大会	埼玉県さいたま市

### 老人クラブ会員向けに 3つの保険で安心補償

#### ① 傷害保険 24時間型 ② 傷害保険 活動型

自分がケガをした時の保険です。(病気および他人に与えたケガは対象外です。)

対象：老人クラブ会員に限ります。年齢制限はなく、いつでも加入できます。(1人1口加入)ただし、加入手続きは所属老人クラブの保険担当者に取りまとめる団体傷害保険です。

補償範囲：「24時間型(掛金3タイプ)」と「活動型(掛金3タイプ)」

掛金：(◆24時間型) お一人掛金年額 10,000円、5,000円、3,500円  
 (◆活動型) お一人掛金年額 2,000円、1,000円、500円

補償内容：死亡・後遺障害保険金(後遺障害保険金はクラブ活動中のみ) / 入院保険金 / 手術保険金 / 通院保険金

保険期間：掛金払込み日の翌月1日から1年間

#### ③ 賠償責任保険

他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。(自分のケガは対象になりません。)

① 対象：老人クラブ(全員加入が条件となります) ② 保険期間：毎年10月から1年間  
 ③ 掛金：1人年額100円(最低引受保険料3,000円) ④ 補償：支払限度額1億円

公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係  
 TEL.03-3597-8770 FAX.03-3597-8767

T100-8822 東京都千代田区豊島3丁目6-14 ミスビル1階102号  
 (取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768  
 (引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

※この広告には、以下の商品についてご紹介したものです。  
 「老人クラブ傷害保険」  
 ■活動型：老人クラブ団体傷害保険特約付傷害保険。  
 ■24時間型：総合生活保険(傷害補償)  
 「老人クラブ活動専用賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)」  
 この加入にあたっては、必ず「老人クラブ3つの保険のご案内(パンフレット)」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。 19-T02023 平成30年6月作成

年齢制限もなく  
 万が一に備え  
 安心な補償

老人クラブ会員だけが利用できる保険です。団体割引が適用されています。他人の物を壊したり、ケガをさせた時の「賠償責任保険」と自分がケガをしてしまった時の「傷害保険」に加入して、元気に活動しましょう。

わたしたちはのじぎくクラブ兵庫の活動をサポートしています
